



養老保険 | 2019年7月改訂

# 養老保険

養老保険

ご契約日  
2019年  
**7月2日**  
以降用

保障を確保しながら、将来への資産形成ができる保険です。

死亡に備える保障

将来のための資金準備

お子さまの教育・結婚資金準備

この保険は上記の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。保障内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。  
※上記以外の主契約の保障内容や特約等の保障内容等に関しては、募集代理店にお問い合わせください。

## この商品について

- 契約年齢範囲:0歳~75歳(0歳は生後15日以上)
- 保険期間・保険料払込期間:3年以上かつ99歳以下
- ※保険期間と保険料払込期間は同一となります。

## 解約返戻金について

解約されると解約返戻金額は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返戻金額は、契約年齢・保険料払込期間・経過年月数・保険料払込年月数等により異なります。

## 契約者貸付制度について

一時的に資金が入用なときは、解約返戻金額の90%以内で契約者貸付制度を利用できます。なお貸付金には、所定の利率で計算された利息がかかります。

### 【電話完結型契約者貸付サービス】

契約者ご本人さま(個人契約)からのお電話で契約者貸付制度を利用できます。お取扱いには条件がありますので、FWD富士生命の「総合サービスセンター」へご確認ください。

## 保険料振替貸付制度について

保険料の払込みがないまま保険料払込猶予期間を経過した場合でも、あらかじめお申出がない限り、解約返戻金額の範囲内で保険料を自動的にお立替えることにより、保険契約を有効に継続することができます。

## 保険料払込みの免除について

被保険者が責任開始日以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、所定の身体障害の状態に該当したときは、以後の保険料の払込みが免除されます。

## ご契約の自動更新について

- 主契約および特約はそれぞれの保険期間満了日の翌日に自動更新されます(特約は主契約の保険料払込期間中に特約の保険期間が満了する場合)。更新をご希望にならない場合は、それぞれの保険期間満了日前にFWD富士生命よりお送りする所定の書類にて、その旨お申出ください。
- 自動更新後のお取扱いについて

保険期間・保険料払込期間	更新前と同一
保険金額	更新前と同一
保険料	更新日時時点の被保険者の年齢、保険料率により計算します。

- 主契約および特約のそれぞれについて、次の場合等には自動更新は取扱いません。  
[主契約・特約]更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき  
[主契約]●保険料の払込みが免除されているとき  
●払済保険または延長定期保険へ変更されているとき  
[特約]更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえるとき(災害割増特約および傷害特約については、お申出があれば保険料払込期間満了日の翌日に更新することができます。この場合、更新する特約の保険料を一括してお払込みいただきます)。
- すでに特約の給付金等のお支払いがあるときは、そのお支払額を更新後の特約の支払限度に通算します。

## 払済保険・延長定期保険について

- この保険は払済保険への変更を取扱っています。  
払済保険とは、将来の保険料の払込みを中止し、変更時の解約返戻金をもとに、今までのご契約の保険期間を変えずに保障額の少ない同じ種類の保険に変更できる制度です。満期をむかえられたときには、満期保険金をお支払いします。
- この保険は延長定期保険への変更を取扱っています。  
延長定期保険とは、将来の保険料の払込みを中止し、変更時の解約返戻金をもとに、今までのご契約の保険金額を変えずに定期保険に変更できる制度です。保険期間は今までのご契約の保険料払込期間等によって決まります。

## リビング・ニーズ特約について

### 【特定状態保険金の支払事由】

被保険者が余命6か月以内と判断されたときに特定状態保険金をお支払いします。

### 【特定状態保険金の支払額】

被保険者が指定した金額(指定保険金額)から指定保険金額に対応する6か月分の利息および保険料に相当する金額を差引いた金額をお支払いします(指定保険金額は、死亡保険金額の範囲内かつ同一被保険者について他のご契約の指定保険金額と通算して3,000万円以内で設定できます)。

### 【特定状態保険金の受取人】

被保険者となります。

## 指定代理請求人特約について

保険金等の受取人である被保険者が、保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人(1名)が請求を行うことができる特約です。

## その他のご注意

- この保険に配当金はありません。
- 「5年ごと利差配当付年金払特約」を付加した場合、この特約の契約者配当金は、責任準備金等の運用益がFWD富士生命の予定した運用益をこえた場合に、年金基金の設定後5年ごとにお支払いします。  
※運用の状況によっては、配当金が生じない場合があります。

- このパンフレットは、2019年7月2日現在のお取扱い内容に基づき作成しています。
- FWD富士生命のお手続きに関する事項や保険契約の諸利率等の各種情報につきましては、FWD富士生命のホームページをご覧ください。
- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。  
「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について説明しています。必ず、ご一読のうえ、大切に保管してください。
- 生命保険募集人について  
生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。引受保険会社における生命保険募集人は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に関する引受保険会社の承諾が必要となります。生命保険募集人の権限等に関するご確認を希望される場合には、下欄の「総合サービスセンター」までご連絡願います。

引受保険会社

募集代理店

## FWD富士生命保険株式会社

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-2-5 日本橋本町二丁目ビル  
ホームページ [www.fwdfujilife.co.jp](http://www.fwdfujilife.co.jp)  
総合サービスセンター 0120-211-901(通話料無料)  
受付時間:月-金(祝日・年末年始を除く)9:00-18:00

W3662 登録No.FWD-B2291-1905

# 今を生きる エネルギーとなる 保険へ。

今この瞬間を前向きに生きる、すべての人のために。  
私たちが目指すのは、人生を思いっきり楽しむ自信の源となること。  
選んで終わりではなく、選んだ瞬間始まる保険へ。  
FWD富士生命は、人々が抱く保険のイメージを一新する発想と情熱により、  
お客さまの「今」を後押しするための挑戦を続けていきます。

# いくぜ、人生。

## 養老保険の特長

- 1 保障と貯蓄の魅力をひとつにしました。**  
 保険期間中に死亡された場合は死亡保険金を、また、無事に満期を迎えられた場合は死亡保険金と同額の満期保険金をお支払いします。
- 2 人生設計にあわせて、保険期間を設定できます。**  
 お子さまの教育資金準備やセカンドライフの資金準備等、これからの人生設計にあわせて、保険期間を選ぶことができます。  
 また、保険期間が満了しても、健康状態にかかわらず、ご契約を所定の範囲内で**自動更新**できます(最長99歳まで)。  
※自動更新に関する詳細は裏表紙の「ご契約の自動更新について」をご覧ください。
- 3 ニーズにあわせて各種特約を付加できます。**

災害割増特約	不慮の事故等による死亡や所定の高度障害状態に手厚く備えることができます。
傷害特約	不慮の事故等による死亡に手厚く備えることができます。また、所定の身体障害状態にも備えることができます。
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されたとき、生存中に保険金を受け取ることができます。
5年ごと利差配当付年金払特約	保険金の全部または一部を年金で受け取ることができます。

※上記以外にも付加できる特約があります。詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## ご契約例

■契約年齢:30歳 ■性別:男性 ■保険金額:500万円 ■保険期間・保険料払込期間:20年  
 ■月払保険料(口座振替扱):22,855円

[イメージ]



## 保険料例

■保険金額:500万円 ■保険期間・保険料払込期間:20年 ■保険料払込方法:月払(口座振替扱)

契約年齢	男性	女性
20歳	22,790円	22,710円
25歳	22,810円	22,740円
30歳	22,855円	22,795円
35歳	22,965円	22,870円
40歳	23,145円	22,980円
45歳	23,420円	23,135円
50歳	23,845円	23,325円
55歳	24,510円	23,590円
60歳	25,655円	24,075円
65歳	27,750円	25,035円

## 保障内容

保険金	このような場合にお支払いします(支払事由)	支払額
死亡保険金	死亡したとき	保険金額
高度障害保険金	所定の高度障害状態に該当したとき	
満期保険金	保険期間満了時に生存しているとき	

※高度障害保険金が支払われたときには、ご契約は消滅します。

## FWD富士生命健康サービスが利用できます。

たとえば以下のようなサービスが利用できます。

よりよい医療を選択するために、専門医に相談できるセカンドオピニオンサービス	がんに関する悩みや治療を相談できるサービス	日々の健康管理や病気・ケガをした際の対処などについて24時間いつでも相談できるサービス
精神的な悩みやこころの問題についてカウンセリングが受けられるサービス	糖尿病に関する相談や糖尿病専門医がいる医療機関をご案内するサービス	等

※FWD富士生命健康サービスはFWD富士生命保険(株)の業務委託先であるティーベック(株)が提供します。  
 ご利用に際しては諸条件があります。ご利用方法等、詳細につきましては、ご契約後に送付いたします資料をご確認ください。  
 ※FWD富士生命健康サービスのご利用は保険期間満了までとなります。